

会 議 録		
会議の名称	令和8年4月13日開催政策会議	
開催日時	令和8年4月13日（月曜日）午後1時から 午後4時40分まで	
出席者	区長、中村副区長、清水副区長、松村副区長、教育長、世田谷総合支所長、北沢総合支所長、玉川総合支所長、砧総合支所長、烏山総合支所長、政策経営部長、総務部長、区長室長、生活文化政策部長、環境政策部長、保健福祉政策部長、都市整備政策部長、教育政策・生涯学習部長	
審議概要	1	世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者候補者の選定について 生活文化政策部 【意見等】 ・世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定期間が令和9年3月で終了することから、これまでの指定管理者制度適用の効果等を検証し、令和9年4月からの指定管理者の候補者の選定方法について審議し、選定を行っていく旨の説明があった。 ・次期指定管理者選定にあたっては、地域との連携を強化することで、より幅広い対象者に向けた事業展開の視点を取り入れてほしいとの意見があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。
	2	世田谷区立世田谷美術館の指定管理者候補者の選定について 生活文化政策部 【意見等】 ・休館期間中においても、移動美術館など区民に身近な形でのアウトリーチ事業を実施すべきとの意見があった。 ・キャッシュレス導入は評価できるとの意見があり、他の文化施設等においてもITを活用したサービス向上を図ってほしいとの要望が出された。 ・これらを受け、来館経験のない区民へのアプローチも含め、アウトリーチ事業を強化していく旨の説明があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。
審議概要	3	世田谷区立世田谷文学館の指定管理者候補者の選定について 生活文化政策部 【意見等】 ・世田谷区立世田谷文学館の指定期間が令和9年3月で終了することから、これまでの指定管理者制度適用の効果等を検証し、令和9年4月からの指定管理者の候補者の選定方法について審議し、選定を行っていく旨の説明があった。 ・次期指定管理者選定にあたっては、引き続き地域と連携した活動を推進してほしいとの意見があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。
	4	(仮称)用賀複合施設基本構想(案)について 政策経営部 環境政策部 経済産業部 障害福祉部 【意見等】 ・令和7年10月にエコプラザ用賀及び用賀福祉作業所の敷地を活用し、「(仮称)用賀複合施設整備方針」に基づき施設整備を行うことを決定した。この度、更なる検討を進め、基本構想(案)を取りまとめたので決定する旨の説明があった。 ・近隣への影響に関する質問に対し、建物の配置等を工夫することで影響を最小限にするとともに、引き続き丁寧に説明を行っていく旨の回答があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。

審議概要	5	(仮称)世田谷区立認定こども園給田幼稚園(ほっとスクール及び障害児通所施設との複合化)改築整備方針(案)について	障害福祉部 教育委員会事務局
		<p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)世田谷区立認定こども園給田幼稚園(ほっとスクール及び障害児通所施設との複合化)改築整備方針(案)を取りまとめたので、決定する旨の説明があった。 ・本件は複合施設整備であることを踏まえ、単に施設を併設するのではなく、インクルーシブの理念を前提とした施設とするため、施設間の交流やその考え方を明確にすべきとの意見があった。 ・これに対し所管部からは、各施設を利用する子どもの状況や目的が異なることから、入口や生活空間を分けるなどの配慮を前提としつつ、交流のあり方については、基本構想の策定過程の中で各施設の運営状況や子どもたちに十分配慮しながら、無理のない形で実施していけるよう整理していくとの説明があった。 ・また、今後の検討に当たっては、現況図に加え、インクルーシブガイドラインを踏まえた複合施設の考え方について、イメージを示した上で議論する必要があるとの意見があり、具体的な施設配置や建物構成については、基本構想の策定過程において整理していくとの説明があった。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>	
審議概要	6	(仮称)世田谷区立北烏山七丁目緑地事業基本計画(案)について	みどり33推進担当部
		<p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年2月に策定した基本計画(素案)をもとに、区民意見の聴取を踏まえ、基本計画(案)を取りまとめた旨の説明があった。 ・時間をかけてじっくり観察したり、アクティブに自然に関わったり出来ることが売りの公園だと想定されるため、学校と連携をした緑地の活用が出来ないのかという質問があった。 ・それに対して、教育委員会とも意見交換しており、緑地を体験学習の場とすることや、それらの活用が出来るような施設整備も検討をしているとの回答があった。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>	
審議概要	7	一時保護所分園の整備について	子ども・若者部 児童相談所
		<p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護児童数の増加による定員超過や、子どものプライバシー確保、職員の執務スペースの狭隘化等の課題解消を図る緊急的な対応として、一時保護所の分園を令和10年3月の開設に向けて整備する旨の説明があった。 ・一時保護所分園の職員配置について、採用に向けた取組みを工夫するなど、必要人員を確保できるよう総務部を中心に取り組むようにと意見があった。 ・これに対し、学校訪問等の取組みを一層推進するとともに、保育園・児童館職員も含め、児童相談所・一時保護所の業務内容について積極的にPRしていく旨の説明があった。 ・一時保護所の職員体制については、児童相談所全体でフォローするようにと意見があった。 ・これに対し、現在も可能な範囲でフォローに入っている旨の説明があった。今後は、職員の希望や適性を踏まえた配置など、体制の充実を図っていく旨の説明があった。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>	
審議概要	8	世田谷区立図書館の指定管理者候補者の選定について	教育委員会事務局
		<p>【意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和9年4月からの経堂図書館、下馬図書館、尾山台図書館、鎌田図書館、烏山図書館の指定管理者候補者の選定方法について審議し、選定を行うことを決定する旨の説明があった。 ・指定管理図書館において一定数の苦情が見られる状況について、職員の定着状況や経験年数との関係を踏まえ、実態を把握した上で、今後の評価や改善につなげるべきとの意見があった。 ・これに対し、苦情の一部には経験の浅い職員の対応に起因するものがあり、人材育成に課題があることから、選定にあたっては人員計画を丁寧に評価するとともに、毎年度の運営評価の中で定着性等についても継続的に把握していく旨の回答があった。 ・また、図書館は地域コミュニティの基盤となる社会教育施設であることから、施設の管理運営にとどまらず、図書館ビジョンや運営方針の下で、人材育成や体制整備にも取り組むべきとの意見があった。 <p>【審議結果】</p> <p>付議事案を了承とする。</p>	
備考			
所管課 (会議録作成所管)	政策経営部 政策企画課		